

第 17 回総会 令和 3 年 10 月 29 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、10 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局 長 また、相続届出 3 件、賃貸借合意解約 6 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長をお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 3 年度第 17 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員 15 名、推進委員 15 名、合計 30 名の出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。8 番 ○○委員、17 番 ○○委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 88 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 88 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 2 件であります。

1 番を説明します。申請者：三宅の○○、申請地：大字三宅字○○番 7、登記：畑、現況：宅地、面積 549 m²、申請内容・目的：農業用倉庫、主な転用の内容：農機具用倉庫等 2 棟の建築ですが、既に建築されていることから、始末書が添付されております。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 今回は、32 番 ○○委員と私（1 番 ○○委員）が、会長の命を受けまして、10 月 21 日午前 9 時より杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

32 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇小学校から西に 500m 程行った所の農地です。詳細につきましては、配付済みの地図を参照して下さい。この申請地は、申請人の〇〇さんが、昭和 49 年に養蚕用倉庫として建築されたものであります。始末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。今後も農機具倉庫として使用していきたいとのことで、違反転用を是正するための転用申請であります。

周囲は、東側は農地、西側は宅地、南側は農地、北側は農地となっています。雨水は、排水側溝へ流します。転用する土地の周辺関係者等も全て本人所有となっており、何ら問題ないと考えております。この申請地は、都市計画区域内の用地地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。申請者：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 4、登記・現況ともに畑、面積 4,157 m²、申請内容・目的：植林、主な転用の内容：クヌギ 1,300 本の植林であります。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 2 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇小学校から西へ約 500m 行った所の農地です。先ほどの 1 番申請地の周りの農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人〇〇さんが、高齢により耕作が困難で、農地の半分以上が竹林状態なので、抜根して整地し、クヌギを植林する、山林用地に転用するための申請です。周囲は、東側は道路、西側は道路、南側は宅地、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することは見受けられません。この申請地は、都市計画区域内の用地地域内にあたり、第 3 種農地となります。

調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7 番 航空写真を見ますと、杉のようですが、竹ですか。

事務局 竹です。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 89 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 89 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページ

の通り申請件数は2件であります。

1番を説明します。受人：高鍋町の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積1,570㎡、申請事由：駐車場用地、権利の内容：賃貸借権の設定、主な内容は、駐車場の増設であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

32番 1番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から、東へ約300m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、賃貸借により借り受けて、社員駐車場を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は宅地となっています。

雨水は、隣接する自社の排水路に排水する計画となっています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の賃貸借につきましては、1年間約〇〇円で、5カ年の更新ありの契約となっています。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番の説明をお願いします。

局長 2番を説明します。受人：大字加勢の〇〇、渡人：大字右松の〇〇、大字加勢の〇

○、申請地：大字加勢字○○番他6筆、登記：畑、現況：雑種地、面積1,493㎡、申請事由：牛舎通路及び牧草ロール置場、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、牛舎通路及び牧草ロール置場の設置であります。既に通路、ロール置場として利用していることから始末書が添付されています。

議長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

1番 2番を説明します。申請地は、三財地区の○○集落で、○○公民館から東へ約500m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の○○さんが、○○さん、○○さんから売買により所有権の移転を受けて、牛舎通路及びロール置場にするために申請されたものです。この申請地は、自宅が狭く、飼料置場もないので、申請地を譲り受けて、牛舎通路及びロール置場にしていましたので、違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、始末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側は農地、西側は農地、南側は宅地、北側は農地となっています。雨水は、自然浸透と排水溝の設置により排水します。生活排水はありません。転用に伴う、周辺への土砂流出は、既に4年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされております。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、総額で約○○円となっています。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 90 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 90 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3 ページの通り、申請件数は 4 であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番、2 番は関連がありますので一緒に説明します。受人：木城町の〇〇、渡人：南方の〇〇、茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況ともに畑、面積 8,933 m²、権利の内容：賃貸借権の設定です。

議 長 地元の〇〇委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局 1 番、2 番関連がありますので、まとめて報告します。渡人はそれぞれ、南方に住む〇〇さん、茶臼原に住む〇〇さんから、木城町の〇〇さんへの賃貸借となります。農地の場所につきましては、お手元の地図を参照して下さい。茶臼原の〇〇公民館のすぐ北と南の農地となります。今回の申請は、茶臼原〇〇番 1 と〇〇番 2 の北側の農地に、杉の母樹を植えて、栽培した杉苗の赤ちゃんである挿し穂を採集して、南側の農地に植えて、杉の苗木として出荷するものであります。受人は、今回西都市では、新規の参入であります。木城町で農地を取得して約 2 町規模でレモンを栽培する会社

であります。農機具につきましても、動噴 1 台、ダンプトラック 2 台、刈払機 5 台、油圧式ショベル 1 台所有し、農業に必要な機械類は、一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条における 50a 以上の作付けにも問題ないことから許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明がありました 1 番と 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7 番 賃貸借の 10a 当たり〇〇円は、年間ですか。

事務局 年間です。

18 番 林業が営まれることから、貸借期間中の事業計画書や草刈り等の肥培管理を確約する書類等の提出で許可すべきではないでしょうか。

事務局 農地としての、肥培管理は必要でありますので、母樹の管理等計画書をいただいておりますので、皆さまに配付させていただきます。

1 番 母樹の管理等の計画書も提出されていますし、審議を行い、許可されれば、肥培管理等の状況を確認しながら、不適切である場合には、指導等を行ってはどうでしょうか。

会 長 計画書等も提出されていますので、必要であれば指導を行うことで、審議を行いたいと思います。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 3 番の説明をお願いします。

局 長 3 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字南方字

〇〇番 2 他 2 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 2,434 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 3 番を説明します。今回の申請は、宮崎市に住む〇〇さんが、もともと小作で親戚の〇〇さんに貸していたようですが、高齢で、非農家でもあることから、今回贈与の話がまとまったとのこと。〇〇さんは、ピーマン、水稻等を作付けし、トラクター、コンバイン、田植機等農業に必要な機械は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条における 50a 以上の作付けにも問題ないことから許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 4 番の説明をお願いします。

局 長 4 番を説明します。受人：山田の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 105 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 4 番を説明します。今回の申請は、都於郡の〇〇集落に住む、〇〇さんから同集落の〇〇さんへの売買です。場所の詳細は配付済みの地図を参照して下さい。農地は、

〇〇さんの所有する農地の隅にあり、長年〇〇さんが作付けしていましたが、〇〇さんも高齢であり、今回売買となりました。〇〇さんは、弟さんと水稻、千切大根、スイートコーン、里芋を作付けし、農機具もトラクター、噴霧器、田植機等農業に必要な機械類は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条における50a以上の作付けにも問題ないことから許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a 当たり、〇〇円となっています。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第91号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第91号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、先ず初めに、議案書4～9ページの所有権移転分10件を説明させていただきます。

1番 受人：上三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地、大字下三財字〇〇番1他4筆、登記・現況ともに田、面積13,276㎡です。

2番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積549㎡です。

3番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他2筆、登記・現況ともに畑、面積6,945㎡です。

4番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積1,431㎡です。

5番 受人：下三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他3筆、登記・現況ともに田、面積4,058㎡です。

6番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積2,945㎡です。

7番 受人：上三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1他2筆、登記・現況ともに田、面積4,950㎡です。

8番 受人：下三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他1筆、登記・現況ともに畑、面積6,651㎡です。

9番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに畑、面積6,549㎡です。

10番 受人：平郡の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他4筆、登記・現況ともに田、面積8,026㎡です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年11月5日を予定しております。

議長 第91号議案 6番、7番は、10番〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、6番、7番を除いた8件の議案について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6番、7番の審議を行いますので、10番〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは6番、7番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は席にお戻りください。

(〇〇委員着席)

議 長 議案第91号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第91号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書10～12ページの通り5件であります。
申請番号順に説明します。

1番 受人：高鍋町の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番他8筆、登記・現況ともに田、面積7,869㎡、令和3年12月から6年間の賃貸借権の再設

定です。

2番 受人：新町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,201 m²、令和3年11月から1年間の賃貸借権の再設定です。

3番 受人：新町の〇〇、渡人：木城町の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積4,347 m²、令和3年11月から1年間の賃貸借権の再設定です。

4番 受人：新町の〇〇、渡人：新富町の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番他2筆、登記・現況ともに田、面積2,109 m²、令和3年11月から1年間の賃貸借権の再設定です。

5番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積2,896 m²、令和3年12月から5年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年11月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から5番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 92 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 92 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 13～23 ページの通り 19 件となります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番 1 他 4 筆、登記・現況ともに田、面積 5,452 m²、令和 3 年 12 月 1 日から 5 年 1 ヶ月の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 11 月 5 日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありましたが、1 番～19 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 93 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改定について提案い

たします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 93 号であります。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされています。また、この指針は、委員・推進委員の皆さま方が農地などの利用の最適化を推進するため、荒廃農地の発生防止・解消や担い手への農地利用集積・集約化などの活動を行うに当たり目標や推進方法を定めているものであり、平成 29 年 9 月に定めた本市の指針を今回、国のプランに合わせて、令和 5 年度を目標として改定するものであります。議案につきましては、担当の杉尾係長より説明をさせていただきます。

事務局 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改定（案）について説明。

議長 ただいま説明のありました、指針の一部改定（案）につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

（委員 なし）

議長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 33 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

8 番 _____

17 番 _____